破産手続廃止

平成２３年（フ）第１３２６号
さいたま市南区別所３丁目16番11号　埼玉ビル302号
破産者　トラストネット株式会社
１　決定年月日　平成24年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７６号
さいたま市西区大字内野本郷927番地15
破産者　須藤惠市郎
１　決定年月日　平成24年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０９１号
埼玉県上尾市柏座３丁目３番32号
破産者　有限会社市川エンジニアリング
１　決定年月日　平成24年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
千葉県八街市榎戸208番地１
破産者　吉葉　正勝
１　決定年月日　平成24年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６４６号
埼玉県飯能市大字岩沢647番地７
破産者　有限会社木村土建
１　決定年月日　平成24年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８５１号
埼玉県入間市宮寺3179番地２
破産者　有限会社ビイアンドエイ
１　決定年月日　平成24年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３８６号
千葉県四街道市中央４番地１　プラーサ・ヴェール714号、商業登記簿上の本店所在地千葉県四街道市四街道1546番地４
破産者　株式会社ＳＡＮＣＴＵＡＲＹ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ
１　決定年月日　平成24年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３８７号
千葉県四街道市中央４番地１　プラーサ・ヴェール714号
破産者　椎名　健悦
１　決定年月日　平成24年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６６２号
相模原市中央区中央４丁目12番１号　あけぼの相模原本館
破産者　有限会社ドゥ・レーヴ・セーヌ
１　決定年月日　平成24年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３６３号
沖縄県豊見城市字真玉橋131番地８
破産者　株式会社技豊舎
１　決定年月日　平成24年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１４７４号
名古屋市東区葵３丁目22番８号
破産者　株式会社モッカジャパン
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３８７号
大阪市東淀川区下新庄５丁目８番25号
破産者　スワニー株式会社
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３７０号
大阪府東大阪市西堤西３－２
破産者　株式会社チェスト
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５１２号
大阪市平野区加美東４丁目11番15―303号、商業登記簿上の本店所在地大阪府河内長野市美加の台７丁目25番６号
破産者　株式会社プランデリバリー大黒
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３９４号
大阪府吹田市垂水町２丁目２番36号
破産者　有限会社塔下
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７０４号
大阪市北区梅田１丁目２番２―1300号
破産者　株式会社グッデイ
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７２７号
大阪市鶴見区鶴見４丁目12番15号
破産者　株式会社ブレーン
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６４１号
堺市堺区旭通３番５号
破産者　株式会社プラスワン
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
兵庫県伊丹市堀池３丁目10番23号
破産者　古原すゞ乃（旧姓兼光）
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４７０号
兵庫県川西市丸山台１丁目２番地の24
破産者　有限会社アルテック・コーポレーション
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７３２号
兵庫県尼崎市南七松町２丁目９番19号
破産者　株式会社晃和エンジニアリング
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８００号
兵庫県尼崎市次屋３丁目17番11号
破産者　株式会社潮江水道工業所
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係